

1. いただいた個人情報の扱いについて

- (1) 本契約の目的を達成するためにのみ使用します。
- (2) その目的のために、第三者に提供するのは以下のような場合です。
 - ① 債権届出に際して、氏名・住所・**提出書類3**「ご本人が本件対象消費者であることを証する書面」（以下、本件証する書面」という。）への記載事項及び証拠書類について、裁判所並びに(株)ZERUTA及びその代理人に提示します。
 - ② 本件簡易確定手続及び異議後の訴訟において、本契約の目的を達成するために必要な範囲で、対象消費者から提供を受けた個人情報を、当会の代理人弁護士に提供します。
 - ③ 債権額が確定し、相手方から回収した金額を分配する際には、振込手続に係る金融機関にご指定口座の情報を提供します。

2. 必ず確認いただきたい事

1) 提出書類のご返送及びその後のご連絡について

- ① **提出書類1～5**の書類がすべて整いましたら、当会までご返送ください。[簡易書留やレターパック等、到達が確認できる方法](#)で当会へご返送ください。返送の郵送料は、ご負担願います。
- ② [返送の期限は2021年7月30日までに必着となります](#)
- ③ お送りいただいた**提出書類1～5**の内容に不備や不足があった場合は、当会よりご連絡させていただきます。
- ④ お送りいただいた**提出書類1～5**の内容を当会で点検し、問題がないことを確認しましたら、当会より皆様に**提出書類1**「**授權契約書**」を1通返送いたします。お手許に保管ください。
- ⑤ **提出書類1～5**を確認して、今回は対象とならないと判断した場合には、その理由も含めてその旨をご通知いたします。

2) 支払いが受けられない場合があることについて

- ① [第2段階目の手続も裁判ですので、必ず支払が受けられるわけではありません。](#)
- ② 第2段階の手続きに参加した場合は、他の手続きで請求することはできなくなります。参加しない場合は、他の手続で事業者に請求することは妨げられません。
- ③ 第2段階の手続に参加した後、当会への授權手続を撤回した場合は、債権届出の取下げがあったものとみなされ、支払が受けられなくなります。
- ④ 第2段階の手続きで各消費者に支払うべき金額が決定されますが、これに不服がある者は異議を申し立てることができます。この場合は届出をした消費者又は授權を受けた消費者団体（埼玉消費者被害をなくす会）を原告とする裁判手続（異議後の訴訟）で金額が決定されます。

3) 手続のお申し込みをいただいても、手続の継続ができない場合があります

- (1) 当会が、簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の締結することができないと判断する場合の理由は以下の通りです。

- ① 本手続きへの参加を申し出た者が、委託をするのに必要な書面や契約書を提出しないこと。
- ② 本手続きへの参加を申し出た者が、**提出書類1**「授権契約書」に定める費用や報酬の負担を拒否すること。
- ③ 当会が定めた手続参加の締め切り期日を経過した後に、参加の申し出があったこと。
- ④ 手続きへの参加を申し出た者が反社会的勢力であり、その活動の一環として委託をしているなど、不当な利益を得るために委託をしていること。

(2) 当会が、簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約を解除する場合の理由については、**提出書類1**「授権契約書」第8条2項を参照ください。

3. 今後のスケジュール

7月末日 手続参加申込期限（当会への**提出書類1～5**の書類提出）
書類到着後 債権届出のため、授権契約を当会と取り交わした方との確認業務
8月末日 当会から裁判所への債権届出の予定
未定 相手方による認否の届出期限

1) **相手方が認否で全額を認めた場合**

⇒債権が確定、当会から皆様への分配手続を開始します。

2) **相手方が認否で一部あるいは全部認めなかった場合**

⇒当会が認否を争う旨の申し出をしなければ、相手方の認否の内容によって債権が確定し、分配手続を開始します。

⇒当会が認否を争う旨の申出をした場合には、裁判所は、当会及び相手方に対する審尋を経て、簡易確定決定（認否を争った個人別の債権額の決定）を行いません。相手方、当会、消費者のいずれからも異議の申立てがなければ債権が確定し、分配手続を開始します。なお、認否を争う旨の申出をするか否かについては、別途お問合せをしますので、お問合せの内容を良く見て、期限までにご回答ください

4. その他ご留意いただきたい事項

- ① 基本的に、当会へのお問合せは、情報受付フォームまたはメールでお願いします。ご返信・ご回答に数日要する場合がありますのでご了承ください。
- ② お電話での受付時間は、平日の10時～16時です（留守番電話になっている場合があります。お手数ですが、おかけ直しいただくか、メールでご連絡ください）。
- ③ 万一、**提出書類1～5**の送付が期日までに間に合わない場合は、事前に当会まで連絡をいただくようお願いいたします。
- ④ この被害回復裁判手続へ参加するか否かはご自身の任意のご判断です。参加しないことを選択される場合、当会への連絡や書類の送付等の必要はありません。

以上